

課題・意見等と対応方針(案)

施設名		課題・意見等	課題等の有無		対応方針(案)
			まち あるき	アン ケート	
生活関連 施設	南小樽駅	・エレベーター、多機能トイレが未設置	○	○	●バリアフリー化を推進
	小樽市立病院	・見やすい案内表示の充実	○		バリアフリー環境の改善・向上に努める
	小樽協会病院	・点字ブロックが一部未整備	○		
	小樽市夜間 急病センター	特になし			
	双葉高等学校 双葉中学校	特になし			
生活関連 経路	市道 住吉線	・歩道の急勾配や段差が多い ・一部の区間で歩道の幅員が狭い ・夜間の照明が暗い	○	○	●バリアフリー化を推進
		・路上駐車が多い	○	○	心のバリアフリーにより改善に努める
		・冬期間の歩行環境の悪化	○	○	冬期のバリアフリー環境の改善に努める
交通安全施設	信号機等	・歩行者信号機の青の時間が短い ・音響装置が未設置	○	○	●バリアフリー化を推進
生活関連 経路	駅前広場	・階段がある ・広場が傾斜して歩きづらい	○	○	●バリアフリー化を推進
		・冬期間の歩行環境の悪化	○	○	冬期のバリアフリー環境の改善に努める
その他	バスベイ	・バス待ち環境の改善	○		バリアフリー環境の改善・向上に努める
	横断歩道橋	・階段昇降時に滑って危険	○		
	市道 山の上線	・歩道が狭い ・路面状態が悪い	○		
	市道 東通線	・歩道がない ・点字ブロック破損 ・路上駐車が多い	○		
	市道 住ノ江3丁目線	・路面に傾斜があり通行しづらい ・路上駐車が多い	○		
	市道 住ノ江4丁目線	・路面に傾斜があり通行しづらい ・路上駐車が多い	○		

①
公共交通
特定事業

②
道路特定
事業

③
交通安全
特定事業

④
その他の
事業

○特定事業とは

特定事業は、基本構想における生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想制度における要といえるものです。基本構想で特定事業を位置付けた場合には、その特定事業を実施することとなる各施設管理者に、特定事業計画の作成と、これに基づく事業実施の義務が課せられます。なお、本構想で位置付ける特定事業等は以下のとおりです。

①公共交通特定事業

生活関連施設のうち、鉄道駅などの特定旅客施設において実施されるエレベーター、その他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

②道路特定事業

生活関連経路に設定した道路において実施する事業で、歩道の拡幅、路面の改善等に関する事業

③交通安全特定事業

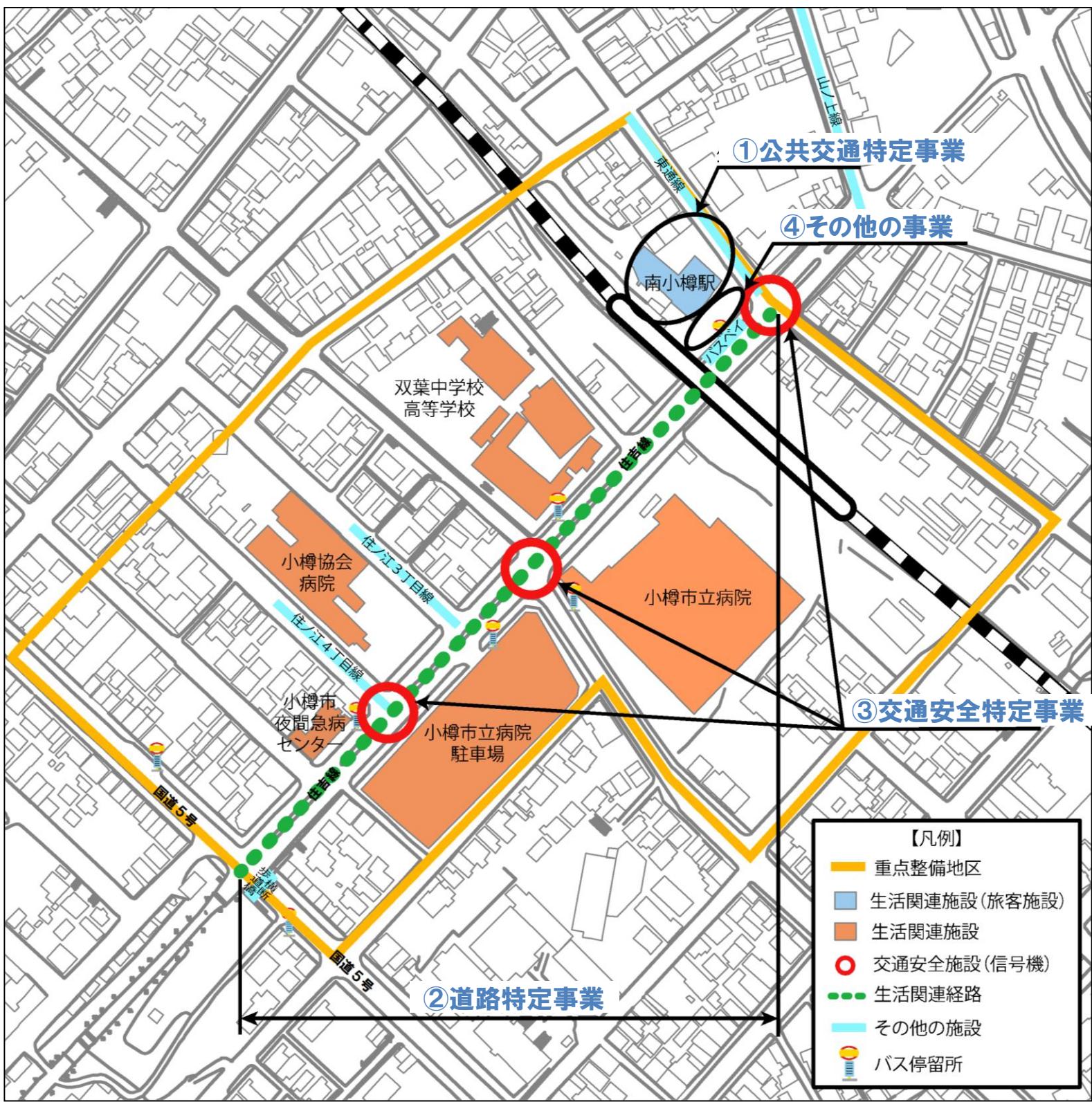
高齢者や障がい者などによる道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機や道路交通法で定められている横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業

④その他の事業

生活関連経路を構成する駅前広場等、特定事業の対象とならない施設についてバリアフリー整備を行う事業

特定事業等の内容及び実施個所(案)

事業名	特定事業等
① 公共交通特定事業 (概ね4年以内に整備)	<p>【移動経路の円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 自動ドアの設置 2段手すりの設置 <p>【誘導案内設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 触知案内図等の設置 <p>【施設・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの設置
② 道路特定事業 (概ね10年以内に整備)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道有効幅員の確保 歩道の勾配・舗装の改良 点字ブロックの設置 照明施設の設置と明るさの確保
③ 交通安全特定事業 (概ね10年以内に整備)	<p>【信号機の改良など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、適切な歩行者青時間の確保など、道路特定事業と連携して整備 <p>【広報・啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法駐車防止に対する広報・啓発活動
④ その他の事業 (駅前広場)	<p>【整備(検討)内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前広場と駅舎の段差解消 駅前広場と住吉線の段差解消 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 照明の設置 舗装面の凹凸の改良 など



名称	実施内容
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> 各施設管理者と協議を行い、バリアフリー環境の改善・向上に努める 生活関連経路以外の道路についても必要な整備を実施することでバリアフリー環境の向上が図れる場合には道路管理者と協議を行い、整備を推進するよう努める